

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制度名	非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し		
税目	相続税（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2、第 70 条の 7 の 3、第 70 条の 7 の 4）、贈与税（租税特別措置法第 70 条の 7）		
要望の内容	<p>非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（以下「納税猶予制度」という。）について、その適用の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下「経営承継法」）に基づく認定等の運用状況等を踏まえ、特別子会社及び同族関係者に係る適用要件などの見直しを行う。</p>		
容		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	- 百万円 （ 12,400 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 中小企業の事業の継続・発展を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性 中小企業経営者の事業承継の円滑化は、これを通じた雇用の確保、経済活力の維持・向上を図る観点から喫緊の政策課題となっており、引き続き事業承継の円滑化を推進することが重要であると考えられる。</p> <p>適切な制度の運用等の観点から、納税猶予制度について、その適用の基礎となる経営承継法に基づく認定等の運用状況等を踏まえ、所要の見直しを行うことが必要である。</p> <p>（参考）認定件数：182 件、確認件数：573 件 〔いずれも平成 21 年度末時点〕</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	経営承継円滑化法第12条第1項の経済産業大臣の認定が適用の前提となる措置  4. 中小企業・地域経済産業政策 22 経営安定・取引の適正化
		政策の達成目標	相続税を含めた課税負担の問題によって事業活動の継続に支障を来している中小企業について、円滑な事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期限の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	(今後、経営承継円滑化法の認定実績等を踏まえて把握していく予定)
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	制度運用上の諸課題が適正化されることによって、一層事業承継の円滑化等が図られる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【事業承継関連税制】 ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(租特法69条の4)
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<法律> ・経営承継円滑化法 遺留分に関する民法特例 金融支援 (信用保証制度) 金融支援 (日本政策公庫)  <予算措置> ・中小企業事業承継円滑化支援事業(施策説明会・マッチングDB整備等)(平成22年度予算額3億円) ・中小企業経営支援体制連携強化事業(中小企業応援センターの整備)(平成22年度予算額40.2億円の内数)  <金融> ・企業再建・事業承継支援資金の貸付対象・貸付金利の拡充(日本政策金融公庫)

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・法人（会社）形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。												
	要望の措置の妥当性	制度運用上の諸課題が適正化されることによって、一層事業承継の円滑化等が図られる。												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>納税猶予制度の適用の前提となる認定・確認の件数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相続税の納税猶予適用の前提となる認定：153件</li> <li>・贈与税の納税猶予適用の前提となる認定：29件</li> <li>・計画的な承継の取組に係る確認：573件</li> </ul> <p>（集計期間：平成20年10月1日～平成22年3月31日、中企庁調べ）</p> <p>計画的な承継の取組に係る確認は、原則、認定を取得するための前提条件であるため、将来発生しうる潜在的な納税猶予の件数と考えられるもの。</p> <p>納税猶予適用額（出所：国税庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相続税（平成20年相続開始分）（平成20年10月1日から同年12月31日の相続に限る） 適用件数45件 猶予税額5,556,853千円</li> <li>・贈与税（平成21年分）（平成21年4月1日以降の贈与） 適用件数32件 猶予税額3,264,888千円</li> </ul>												
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>納税猶予適用企業には常時使用する従業員に係る雇用継続要件（相続・贈与時の8割以上）が課されており、本措置によって、一定の雇用維持効果が見込まれる。</p> <p>認定企業における常時使用される従業員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>相続税認定(153件)</th> <th>贈与税認定(29件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>5,993人</td> <td>2,126人</td> </tr> <tr> <td>1社平均</td> <td>38.7人</td> <td>75.9人</td> </tr> <tr> <td>中間値</td> <td>19.0人</td> <td>31.5人</td> </tr> </tbody> </table> <p>（分析対象期間：平成20年10月～平成22年3月）</p>		相続税認定(153件)	贈与税認定(29件)	総数	5,993人	2,126人	1社平均	38.7人	75.9人	中間値	19.0人	31.5人
		相続税認定(153件)	贈与税認定(29件)											
	総数	5,993人	2,126人											
1社平均	38.7人	75.9人												
中間値	19.0人	31.5人												
前回要望時の達成目標	<p>中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営安定を図る。特に、中小企業経営者が後継者に対して事業承継を行う局面において、それらに起因して発生する中小企業の事業継続に与える悪影響を防止する。</p>													
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由														

<p>これまでの 要望経緯</p>	平成14年度改正	取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の創設
	平成15年度改正	取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の要件緩和、相続時精算課税制度への適用
	平成16年度改正	取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の対象価額上限の引き上げ
	平成18年度改正	物納手続の改善
	平成19年度改正	種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税の特例の創設
	平成20年度改正	平成21年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定（税制改正大綱）
	平成21年度改正	平成20年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設
平成22年度改正	相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し	